陳情第16	8号 受理年月日	平成28年9月26日
付託委員会 総務財政委員会		務財政委員会
	小倉南区北方三丁目 城野遺跡の現地保存 事務局長 永田	をすすめる会
件 名 城野遺跡の保存について		

要旨

城野遺跡は、弥生時代後期の大規模な集落が良好な状態で残っており、 方形周溝墓や玉づくり工房など学術上極めて重要な遺跡である。日本考 古学協会も、発掘調査段階から国、県、市に現状保存と史跡としての整 備・活用を再三要望し、国も県も市も極めて重要であると評価している。

ところが、市は、土地の確保は国の責任であり、保存公開は市の責任であると主張し、その結果土地は大手建設会社に売却され、今、ショッピングセンターの建設が計画されている。

2016年8月に、城野遺跡のすぐ近くにある重留遺跡で出土した祭し用の広形銅矛が、考古資料で初めて国の重要文化財に指定され、城野遺跡の学術的意義はますます重要になっている。

また、国、県との保存交渉や文化財保護審議会での保存計画等にかかる情報は一切開示されていないが、市民に何も知らせず、城野遺跡をつぶすことは許されない。

国民的文化遺産であり市民の大切な歴史的財産である城野遺跡を市民 が誇れる遺跡公園にするため、次のとおり措置していただきたい。

記

- 1 重留遺跡で出土した広形銅矛を市民の誇りとし、周辺の城野遺跡、 重住遺跡とあわせて、市内外に広くアピールすること。
- 2 城野遺跡を国、県、市の史跡として指定するための手続を開始する こと。
- 3 城野遺跡の現地保存を断念した理由と経緯を市民に説明すること。